

書籍訂正情報

## 2023年版 出る順社労士 必修過去問題集

### ②社会保険編

(2023/05/08 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2023年版 出る順社労士 必修過去問題集②社会保険編」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- 
- 2022/12/13 更新分… p.1
  - 2023/01/23 更新分… p.2
  - 2023/02/20 更新分… p.3
  - 2023/05/08 更新分… p.4～9
-

**【2022/12/13 更新分】**

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P631 問 34 (H25-2) 問題 D肢 1行目	※D 第1号厚生年金被 保険者 <u>に</u> についての保険 料に係る延滞金の割合に ついては、…	※D 第1号厚生年金被 保険者 <u>について</u> の保険料 に係る延滞金の割合につ いては、…

**【2023/01/23 更新分】**

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P508 問 94 (R4-5) 解答・解説 E肢 解説 2行目	・・・,「配偶者である厚生年金保険の被保険者」が20歳に達した日である(法8条)。	・・・,当該「被扶養配偶者」が20歳に達した日である(法8条)。

**【2023/02/20 更新分】**

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P117 問 38 (H27-6) 問題 A肢 4行目	…であると保険者が認め たときには <u>42万円</u> , それ 以外のときには <u>40万8千 円</u> である。	…であると保険者が認め たときには <u>50万円</u> , それ 以外のときには <u>48万8千 円</u> である。

## 【2023/05/08 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正 及び 訂正	P24 問 7 (H27-選択) 問題 2 3 行目・4 行目・ 5 行目	…。令和 4 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.5%</u> とされたため、令和 4 年における延滞税特例基準割合は年 1.5% となった。このため、令和 4 年における延滞金の割合の特例は、…	…。令和 5 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.4%</u> とされたため、令和 5 年における延滞税特例基準割合は年 1.4% となった。このため、令和 5 年における延滞金の割合の特例は、…
訂正	P27 上から 5 行目・7 行目・ 8 行目	…。令和 4 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 0.4% とされたため、令和 4 年における延滞税特例基準割合は年 1.4% となった。このため、令和 4 年における延滞金の割合の特例は、…	…。令和 5 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.4%</u> とされたため、令和 5 年における延滞税特例基準割合は年 1.4% となった。このため、令和 5 年における延滞金の割合の特例は、…
訂正	P313 問 9 (H29-1) 問題 E 肢 4 行目	…。平成 30 年 4 月から平成 27 年 2 月までの期間に係る届出の遅延についてやむを得ない事由があると認められるときは、…	…。平成 30 年 4 月から平成 31 年 2 月までの期間に係る届出の遅延についてやむを得ない事由があると認められるときは、…
訂正	P360 問 25 (R3-10) 解答・解説 E 肢	<b>E 正</b> 年金給付の受給権者の…	<b>E 誤</b> 年金給付の受給権者の…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P552 問 9 (R4-選択) 問題 3 2 行目	…。令和 4 年度では、総報酬月額相当額が 41 万円、 …	…。令和 5 年度では、総報酬月額相当額が 41 万円、 …
改正	P553 問 9 (R4-選択) 選択肢 ⑨	⑨ <u>月額 2 万円</u>	⑨ <u>月額 1 万 5 千円</u>
改正	P554 問 9 (R4-選択) 空欄 D の解答	D ⑨ <u>月額 2 万円</u>	D ⑨ <u>月額 1 万 5 千円</u>
改正	P555 上から 4 行目・5 行目	…。令和 4 年度では、総報酬月額相当額が 41 万円、老齢厚生年金の基本月額が 10 万円の場合、支給停止額は <u>月額 2 万円</u> となる。	…。令和 5 年度では、総報酬月額相当額が 41 万円、老齢厚生年金の基本月額が 10 万円の場合、支給停止額は <u>月額 1 万 5 千円</u> となる。
訂正	P562 問 1 (H30-7) 解答・解説 C 肢 2 行目	…。当該年度の「 <u>4 月 30 日</u> 」限りとされている（令 4 条の 7）。	…。「 <u>翌年度の 4 月 30 日</u> 」限りとされている（令 4 条の 7）。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P616 問 26 (R2-10) 解答・解説 ウ肢 2行目・3行目	…，総報酬月額相当額 220,000 円と基本月額 120,000 円との合算額 340,000 円が支給停止調整額 <u>470,000 円</u> （令和 <u>4</u> 年度価額）を超えないため，在職老齢年金の仕組みによる支給停止は行われない（法附則 11 条，平 6 法附則 21 条）。	…，総報酬月額相当額 220,000 円と基本月額 120,000 円との合算額 340,000 円が支給停止調整額 <u>480,000 円</u> （令和 <u>5</u> 年度価額）を超えないため，在職老齢年金の仕組みによる支給停止は行われない（法附則 11 条，平 6 法附則 21 条）。
改正	P631 問 34 (H25-2) 問題 D肢 4行目・5行目	…。令和 <u>4</u> 年における延滞税特例基準割合は、年 1.4% となることから、令和 <u>4</u> 年の軽減期間での延滞金の割合は年 1.4% である。	…。令和 <u>5</u> 年における延滞税特例基準割合は、年 1.4% となることから、令和 <u>5</u> 年の軽減期間での延滞金の割合は年 1.4% である。
改正	P655 問 45 (H27-9) 問題 B肢 4行目	…，支給停止される月額 は <u>20,000 円</u> となる。	…，支給停止される月額 は <u>15,000 円</u> となる。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P656 問 45 (H27-9) 解答・解説 A肢	下記に差し替え (※下線部が訂正部分)

**A 誤** 本肢の場合、当該年金の支給停止月額(令和 5 年度価額)は、{基本月額(200,000 円) + 総報酬月額相当額(240,000 円 + 600,000 円 ÷ 12) - 支給停止調整額(480,000 円)} × 2 分の 1 = 5,000 円 となり、支給停止後の年金月額は、基本月額(200,000 円) - 支給停止月額(5,000 円) = 195,000 円 (加給年金額を除く)となる (法附則 11 条ほか)。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P656 問 45 (H27-9) 解答・解説 B肢	下記に差し替え

**※B 正** 本肢のとおりである (法 46 条ほか)。本肢の年金が支給停止される月額(令和 5 年度価額)は、{基本月額(150,000 円) + 総報酬月額相当額(360,000 円) - 支給停止調整額(480,000 円)} × 2 分の 1 = 15,000 円となる。なお、本肢は出題当時は誤りの肢として出題されたが、改正に伴い正しい内容となっている。



	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正 及び 訂正	P737 問 82 (R 元-10) 問題 エ肢	下記に差し替え (下線部が訂正部分)

※エ 64 歳である特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の 1 年間の標準賞与額の総額を 12 で除して得た額とを合算して得た額及び特別支給の老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)を 12 で除して得た額との合計額が 48 万円を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について当該合計額から 48 万円を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額に 12 を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	訂正前
訂正	P738 問 82 (R 元-10) 解答	正解 B 本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下の通りであり、 <u>したがって、アとオを正しいとする B が解答となる。</u>	正解 A・B 本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下の通りである。 <u>したがって、アとエを正しいとする A 又はアとオを正しいとする B が解答となる。</u>

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P858 問 20 (H26-9) 解答・解説 E肢 7行目	① <u>60歳以上 65歳以下</u> の 規約で定める年齢に達 したときに支給するも のであること	① <u>60歳以上 70歳以下</u> の 規約で定める年齢に達 したときに支給するも のであること

以上